

○姫路市立図書館併設ホール条例

平成18年3月27日

条例第8号

(設置)

第1条 図書館活動及び地域住民の集会活動等に資するため、姫路市立図書館併設ホール(以下「ホール」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ホールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飾磨分館ホール	姫路市飾磨区下野田一丁目1番地
網干分館ホール	姫路市網干区垣内南町1429番地6
広畑分館ホール	姫路市広畑区正門通三丁目7番地
ネスパル安富ホール	姫路市安富町安志1151番地

(開館時間)

第3条 ホールの開館時間は、次の各号に掲げるホールの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 飾磨分館ホール、網干分館ホール及び広畑分館ホール 午前9時から午後9時まで

(2) ネスパル安富ホール 午前9時から午後10時まで

(休館日)

第4条 ホールの休館日は、12月28日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(使用許可)

第5条 ホールを使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。

2 市長は、使用許可に際し、ホールの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) ホールの設置の目的に反する使用をし、又はそのおそれがあると認めるとき。

(3) ホールの建物、建物の附属設備、器具、備品等(以下これらを「建物等」という。)を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。

(4) ホール等の管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

(目的外使用の禁止等)

第7条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の変更等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用許可の変更若しくは使用の停止を命じ、又はその使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市は、その責めを負わない。

- (1) 使用者が、この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可条件に違反してホールを使用したとき、又は使用しようとするとき。
- (2) 使用者が、偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力によって使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不相当と認められるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が、公用、保安又は管理上の都合により特に必要と認めるとき。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

- 2 使用者は、附帯設備及び備品を使用するときは、規則で定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第8条第3号若しくは第4号に該当するとき、又は使用者の都合によりホールを使用しないことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第12条 使用者は、その使用する建物等を善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 使用者は、ホールの係員が職務執行のために使用中の場所に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(特別の設備)

第13条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

- 3 使用者は、前2項に規定する設備をしたときは、使用許可期間満了までにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

(行為の禁止)

第14条 何人も、ホールにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ホールの建物等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。

- (3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、ホールの管理に支障がある行為をすること。

(入場の拒否、退場の命令等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、ホールへの入場を拒否し、退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に掲げる者のほか、ホールの管理上の必要な指示に従わない者

2 使用者は、前項第1号に該当する者が入場したときは、速やかに市長に連絡し、又はその他の必要な措置をしなければならない。

(損害の賠償)

第16条 ホールの建物等を汚損し、損傷し、若しくは亡失した者又は第13条第3項に規定する義務を履行しない者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、ホールの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にホールの管理を行わせることができる。この場合において、第5条、第6条、第8条、第13条及び第15条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(選定方法及び選定基準)

第18条 ホールの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、事業計画書等により、次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切にホールの管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) ホールの管理を行うに当たり、平等な利用が確保できること。
- (2) ホールの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったホールの管理を安定して行う能力を有すること。

3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前項の基準のいずれにも該当すると認められる特定のものを、そのものとの協議により候補者とすることができる。

(再度の選定)

第19条 市長は、次に掲げるときは、前条第1項の規定による申請者のうち候補者（第2号の場合にあっては、指定を取り消したもの）を除くものの中から再度同条第2項の規定による選定を行うことができる。

- (1) 候補者を指定管理者に指定することが不相当と認められる事情が生じたとき。
- (2) 次条第1項の規定により指定した後、指定期間開始前までの間に法第244条の2第11項の規定により、その指定の取消しを行ったとき。

(指定管理者の指定)

第20条 市長は、議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

(指定管理者の業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 使用許可に関すること。
- (2) 第24条に規定する利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- (3) ホールの施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ホールの管理に関し市長が必要と認めること。

(事業報告書の提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日以後）、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第23条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(利用料金)

第24条 市長は、第17条の規定により、指定管理者にホールの管理を行わせる場合においては、ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料並びに規則で定める附帯設備及び備品の使用料の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

4 指定管理者は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、特別な理由があると認める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(補則)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(姫路市立図書館目的外使用条例の廃止)

2 姫路市立図書館目的外使用条例(昭和62年姫路市条例第6号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に旧条例又は旧安富地域総合センターの設置及び管理に関する条例(平成16年安富町条例第2号)の規定によりなされた許可は、この条例の相当規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成27年12月21日条例第74号)

この条例は、平成28年3月18日から施行する。

附 則(平成29年6月23日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条を第25条とし、第16条の次に8条を加える改正規定(第17条、第22条及び第23条に係る部分に限る。)は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日条例第64号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(令和5年12月20日条例第101号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

1 基本使用料

(1) 飾磨分館ホール

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
第1会議室	全室	円 2,410	円 3,140	円 2,410	円 7,850
	(A)	1,250	1,670	1,250	4,190
	(B)	1,150	1,460	1,150	3,660
第2会議室		620	830	620	2,090
ホール	平日	6,250	10,200	8,750	21,490
	土曜日、日曜日 及び休日	7,810	12,750	10,930	26,860

備考 表中(A)及び(B)は、間仕切りにより区分された第1会議室の一部分をいう。

(2) 網干分館ホール

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
多目的ホール	全室	円	円	円	円

		4, 290	5, 760	4, 290	14, 350
	(A)	3, 030	4, 080	3, 030	10, 160
	(B)	1, 250	1, 670	1, 250	4, 190
第1会議室		730	940	730	2, 410
第2会議室		520	620	520	1, 670
第3会議室		830	1, 150	830	2, 820
ホール	平日	7, 420	9, 890	10, 380	24, 740
	土曜日、日曜日 及び休日	9, 270	12, 360	12, 690	30, 920
第1楽屋		410	410	410	1, 250
第2楽屋		310	310	310	940

備考 表中(A)及び(B)は、間仕切りにより区分された多目的ホールの一部分をいう。

(3) 広畑分館ホール

区分	午前	午後	夜間	全日	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
第1会議室	円 830	円 1, 040	円 830	円 2, 720	
第2会議室	940	1, 250	940	3, 140	
大会議室	2, 610	3, 450	2, 610	8, 690	
ホール	平日	7, 700	10, 270	10, 780	25, 680
	土曜日、日曜日及 び休日	9, 620	12, 830	13, 470	32, 100

(4) ネスパル安富ホール

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
多目的ホール	円 10, 470	円 10, 470	円 13, 610	円 20, 950
第1研修室	520	520	730	1, 040
第2研修室	520	520	730	1, 040
第1会議室	520	520	730	1, 040
第2会議室	520	520	730	1, 040

2 割増料金等

- (1) 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (2) 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、当該使用区分に係る基本使用料の額に次に掲げる額を加算した額とする。
 - ア 入場料の最高額が1, 000円未満のとき 基本使用料の5割に相当する額
 - イ 入場料の最高額が1, 000円以上のとき 基本使用料の10割に相当する額
- (3) 使用者が商品の展示又は販売をする場合の使用料は、当該使用区分に係る基本使用料の額に当該使用料の10割に相当する額を加算した額とする。

- (4) ホール又は多目的ホールをリハーサル又は準備のために使用する場合の使用料は、当該使用区分に係る基本使用料の額（第2号に該当するときは、その割増料金を加算した額）の5割に相当する額とする。
- (5) ホール又は多目的ホールの舞台のみを練習のために使用する場合の使用料は、当該使用区分に係る基本使用料の額の3割に相当する額とする。
- (6) 使用許可時間を超過し、又は時間を早めに使用する場合の超過時間に係る使用料は、基本使用料（第2号から前号までのいずれかに該当するときは、当該各号により計算された額）を基礎として、前項各号の表の使用時間の区分ごとの1時間当たりの算出料金（これらの表に定めのない時間帯にあっては、当初使用許可を受けた時間区分に係る1時間当たりの算出料金）に超過時間を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、超過時間の計算は、1時間未満のときはこれを1時間とし、1時間を超える場合で1時間に満たない端数時間があるときは、その端数時間を1時間として計算する。
- (7) 前号における使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。